

この確認書は、18歳になった日以後の最初の3月31日を経過した後22歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下①～③を除いた者について記載してください。

① 児童福祉法に規定する延長者
② 児童自立生活援助を受けている者(2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。)
③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者(2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。)